

令和 7 年
第 2 回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第 1 号

令和 7 年 8 月 4 日（月曜日）

議事日程 第 1 号

8 月 4 日午後 1 時 27 分開議

日程第 1、議席の一部変更並びに補欠議員の議席の指定

日程第 2、会議録署名議員の指名

日程第 3、会期決定の件

日程第 4、議長の辞職

日程第 5、議長の選挙

日程第 6、議案第 1 号並びに報告第 1 号ないし第 5 号

出席議員（12 人）

議 長	12 番	佐々木	大 介	君
副 議 長	6 番	中 村	吉 宏	君
	1 番	遠 藤	典 子	君
	2 番	片 平	一 義	君
	3 番	高 田	静 夫	君
	4 番	小 貫	元 司	君
	5 番	横 尾	英 司	君
	7 番	石 川	さ わ 子	君
	8 番	川 澄	宗 之 介	君
	9 番	池 端	英 昭	君
	10 番	和 田	敬 太	君
	11 番	佐 藤	禎 洋	君

列席者

管理者 北海道知事 鈴木 直 道 君

出席説明員

専任副管理者	橋 本 雄 太 君
副 管 理 者	上 石 明 君
副 管 理 者	小 鷹 雅 晴 君
会 計 管 理 者	清 水 目 剛 君
総 務 部 長	武 田 哲 也 君
振 興 部 長	市 園 博 行 君
参事(管理担当)	飛 鳥 謙 一 君
参事(企画振興担当)	中 舘 泰 弘 君
参事(計画担当)	高 田 秀 司 君
参事(施設担当)	小 川 賢 二 君
出 納 室 長	西 野 正 晴 君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	松 井 一 政 君
書 記 (同)	高 橋 優 介 君
書 記 (同)	浅 野 義 忠 君

午後 1 時 27 分開会

1. 開 会

○議長（佐藤禎洋君） それでは、ただ今より、本日招集されました令和 7 年第 2 回定例会を開会いたします。

午後 1 時 27 分開議

○議長（佐藤禎洋君） これより、本日の会議を開きます。

この際、議員の辞職及び補欠議員の選出について報告いたします。

去る 5 月 12 日、日下部勝義君、上村賢君、阿部裕美子君から、6 月 19 日、武市尚子君から、それぞれ議員を辞職したい旨の願いがあり、これを許可しております。

また、これに伴い、後任として、北海道議会から和田敬太君、石狩市議会から高田静夫君、片平一義君、遠藤典子君がそれぞれ選出されておりますので、ご報告いたします。

1. 日程第 1、議席の一部変更並びに補欠議員の議席の指定

○議長（佐藤禎洋君） 日程第 1、議席の一部変更並びに補欠議員の議席の指定の件を議題といたします。

初めに、補欠議員の議席の指定に関連して、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、私、佐藤禎洋の

議席を11番、佐々木大介君の議席を12番に変更することとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤禎洋君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、補欠議員の議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、遠藤典子君を1番、片平一義君を2番、高田静夫君を3番、和田敬太君を10番にそれぞれ指定いたします。

1. 日程第2、会議録署名議員の指名

○議長（佐藤禎洋君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

横	尾	英	司	君
高	田	静	夫	君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長（佐藤禎洋君） 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（松井一政君） 本日8月4日、佐藤禎洋議員から、一身上の都合により議長を辞職したい旨、申出がありました。

また、管理者から提出のありました議案は、議案第1号並びに報告第1号ないし第5号であります。

このほか、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上、ご報告いたします。

1. 日程第3、会期決定の件

○議長（佐藤禎洋君） 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日8月4日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤禎洋君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に予定しております日程内容につきましては、議長の辞職の件が議題となります。

議長人事取扱いのため、副議長と交代いたします。

〔議長退室、副議長着席〕

○副議長（中村吉宏君） 会議を続行いたします。

1. 日程第4、議長の辞職

○副議長（中村吉宏君） 日程第4、議長の辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。

佐藤禎洋君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村吉宏君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

〔佐藤議員入室〕

1. 日程第5、議長の選挙

○副議長（中村吉宏君） 日程第5、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によることにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村吉宏君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村吉宏君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することと決定いたしました。

それでは、議長に佐々木大介君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、副議長において指名いたしました佐々木大介君を当選人に定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村吉宏君） ご異議なしと認めます。

よって、佐々木大介君が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました佐々木大介君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

これをもって、議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（佐々木大介君） ただ今、ご承認を賜り、石狩湾新港管理組合議会の議長を拝命いたしました佐々木大介と申します。

責任ある本会議の議長という重責を担うことに、身の引き締まる思いでございます。微力ではございますが、円滑かつ建設的な議会運営に努めてまいる所存です。何卒、皆様のご協力をお願いいたし

ます。

さて、石狩湾新港は、北海道の日本海側に位置する重要港湾として道内の産業、物流を支える拠点であり、近年では、太陽光、風力、バイオマスといった次世代エネルギー、さらには、LNG発電所などの整備により、本道のエネルギー供給基地としての役割を担っております。

加えて、現在、整備が進められている国際物流ターミナルを中心とする鉄リサイクルをはじめとした静脈物流や外貿コンテナの取扱いなど、道央圏に位置する利点を活かし、本道全体の経済・物流活動を支える存在となっています。

一方で、足元の港湾運営に目を向ければ、本会議でも度々議論をされておりますが、これまでの港湾整備に伴う公債費の償還に対し、使用料収入等は依然として乏しく、北海道、小樽市、石狩市という構成自治体からの拠出金が運営の大きな柱となっております。こうした状況は、港湾運営が決して順風満帆とは言えない現実を物語っております。

こうした背景を踏まえれば、港湾運営の一層の効率化を進めるとともに、より中長期的な視点に立った本港の活用戦略が必要であると考えています。特に、静脈物流の拠点化や脱炭素化の実現に向けたエネルギー政策との連携など、新たな価値を創出する取組が求められています。

本組合議会といたしましても、これらの現状や課題を議員間で共有することはもとより、議会の在り方そのものについても見直す時期に来ているのではないかというふうに考えております。

今期におきましては、港湾施設の現地視察や議員定数・報酬の在り方についても、これまでの経緯や他港の事例を踏まえ、より現実的かつ持続可能な運営体制について協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

結びに当たり、円滑な議会運営と石狩湾新港のさらなる発展に向けて、議員各位の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、私の就任のご挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

1. 日程第6、議案第1号並びに報告第1号ないし第5号

○議長（佐々木大介君） 会議を続行いたします。

日程第6、議案第1号並びに報告第1号ないし第5号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者橋本雄太君。

1. 議案第1号並びに報告第1号ないし第5号に関する説明

○専任副管理者（橋本雄太君） ただ今、議題となりました議案第1号並びに報告第1号ないし第5号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号、石狩湾新港管理組合監査委員の選任につき同意を求める件についてご説明いたします。

お手元の議案（その1）をご覧ください。

この件は、管理組合議会議員の辞職に伴い、欠員となっております監査委員1名について、管理組合議会議員から片平一義さんを選任しようとするものでございます。

続きまして、報告第1号、専決処分の報告につき承認を求める件についてご説明いたします。

お手元の議案（報告その１）をご覧ください。

この件は、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和７年３月31日付で専決処分いたしました石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、石狩湾新港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、同じく、令和７年５月29日付で専決処分いたしました刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、同条第３項の規定により、議会の承認を得ようとするものでございます。

最後に、報告第２号ないし第５号についてご説明いたします。

お手元の議案（報告書その２）をご覧ください。

まず、報告第２号、専決処分報告の件についてでございますが、この件は、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、令和７年６月20日付で専決処分いたしました道路管理瑕疵による損害賠償の額について、同条第２項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第３号につきましては、令和７年第１回定例会におきまして議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告するものでございます。

最後に、報告第４号及び第５号につきましては、当管理組合が出捐または出資しております２法人、一般財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会、石狩湾新港サービス株式会社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定により報告するものでございます。

以上、報告いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

１．質疑並びに一般質問

○議長（佐々木大介君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許します。

小貫元君。

○４番（小貫元君） 日本共産党を代表して質問します。

初めに、報告第１号についてです。

まず、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

子の扶養手当を増額する一方で、配偶者の手当を削除するものです。

このことにより、子１人と配偶者を扶養している職員及び子がない職員の扶養手当の額はどのように変更されるのか、示してください。

地域手当について、地方公務員法第24条では、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないと定めています。

2014年、政府は、公務員給与制度の総合的見直しと称して地方部の手当を引き下げて、都市部の地域手当などに配分する制度改悪を行い、地域間給与格差の拡大を推し進めました。

地域手当は、地方の低賃金構造を固定化し、地域間格差を広げていると考えませんか、管理者の見解を示してください。

そもそも、公務員賃金を全国的に引き上げる抜本的改善が必要だと思いませんか、お答えください。

次に、刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてです。

懲役と禁錮を廃止して拘禁刑を創設します。

これまで、懲役には、作業の義務があり、禁錮にはその義務がありませんでした。改正前の刑法で、懲役のみが規定されていて、禁錮が規定されていない罪として、殺人罪、傷害罪、脅迫罪、詐欺罪などがあり、禁錮のみが規定されていた罪としては、内乱罪、業務上失火等罪、虚偽診断書等作成罪などがあります。比較的、懲役のほうが重い刑罰でした。

今回の条例改正で、禁錮から拘禁刑に変わる罪について、具体的に示してください。

日本弁護士連合会の会長声明では、国連被拘禁者処遇最低基準規則等の国際基準にのっとった制度とするための取組を開始すべきとしています。この国連の最低基準規則、通称マンデラ・ルールズと呼ばれていますが、これでは身体を拘束する刑罰は自由を奪うことによって犯罪者に苦痛を与えるものであり、それ以上の強制を刑罰の内容とすることはなるべく避けるべきだとしています。

管理者は、国連でこうした方向性が示された意義についてどのように認識されているのか、お答えください。

刑事収容施設被収容者処遇法の第30条では、受刑者の処遇は、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする規定されています。

また、改正前の第93条では、刑事施設の長は、禁錮受刑者または拘留受刑者が刑事施設の長の指定する作業を行いたい旨の申出をした場合には、その作業を行うことを許すことができるとされていました。これが改正によって、作業を行わせるものとするようになりました。

つまり、今まで禁錮の方は自発的に作業を行っていたものが、懲役と同様に、作業の義務を課すことになりました。

今回の条例改正は、マンデラ・ルールズに関して、身体拘束に加えて、刑務作業を義務づける懲役刑への一本化であり、かつ、新たに改善更生や再発防止の指導も義務づけようとするものではありませんか、お答えください。

次に、港湾建設費についてです。

北防波堤の延伸工事の配分額が示されました。

今年度も、またしても、深淺測量のみの配分となりました。3年連続です。なぜ、3年連続で配分が測量設計費のみになったのか、理由を説明してください。

この事業は、北防波堤の延伸により、西1号岸壁の静穏度を高めることが狙いです。静穏度は、国の基準で、原則として年間を通じて97.5%以上の荷役を可能とする静穏度が確保されていることとされています。

国では、海象計でのデータを蓄積しています。西1号岸壁の現在の静穏度を明らかにしてください。

来年度の予算要求は、19.3億円の事業費とのことです。これまでの事業費から残された事業を実施すれば、またもや、全体事業費が増額することは明らかではありませんか。

今年度に事業再評価の実施が予定されています。管理組合は、現在の事業計画に基づき、着実に進めると答弁していますが、3年連続で実質的事业費の配分がない状況から見れば、再評価で総事業費が幾らに上がるのか、そのことによる費用対効果はどうなるのかを明らかにしてから予算要求すべき

です。

来年度予算要求の見直しを求めます。お答えください。

次に、特定利用港湾についてです。

2024年4月に、石狩湾新港が特定利用港湾に指定されました。石狩湾新港が指定後も追加での指定がありました。

特定利用港湾の指定について、どのような法的根拠に基づき指定が行われているのか、説明してください。

管理組合によると、去年は、自衛隊の船が2隻、樽川埠頭での利用があったとしています。今年は、これまで1隻とのことです。理由は、レセプション及び補給とのことでした。

内閣官房の「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関するQ&Aでは、これまでにも訓練の実施に当たっては、事前に訓練内容、実施日等をインフラ管理者や関係自治体へ説明しており、特定利用港湾を利用する場合においても同様としています。

この2年は、訓練ではありませんが、自衛隊の利用について、どのように関係自治体へ説明がされたのでしょうか、説明してください。

また、寄港中、補給以外にどのようなことが行われたのか、その内容と、なぜ石狩湾新港を利用することになったのか、説明をしてください。

今年度から、特定利用港湾と自衛隊駐屯地等とのアクセス向上に向け、総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備の対象に道路が追加になりました。

国は、この道路については、円滑な利用に関する枠組みを設けないとしています。

この道路整備について、国から管理組合にどのような説明があったのか、説明してください。

今年度は、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道など、道内8か所の整備事業が実施されます。

本来、道路は、特定利用港湾に指定されるかどうかに関係なく、道民生活に必要な道路は整備を推進していくべきであり、自衛隊の利用を、その整備条件の一つにすべきではありません。

特定利用港湾と道路整備について、石狩湾新港に関連して検討されていることがあれば、具体的に示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（佐々木大介君） 専任副管理者橋本雄太君。

○専任副管理者（橋本雄太君） 小貫議員の質問にお答えいたします。

初めに、報告第1号における給与条例改正に関し、まず、扶養手当の額についてでございますが、子1人と配偶者を扶養している職員の場合、改正前は、行政職7級以下で、子は1万円、配偶者6500円、計1万6500円の支給、8級で、子1万円、配偶者3500円、計1万3500円の支給でありまして、改正後は、子1万3000円、配偶者は支給なしとなりますが、経過措置により、令和7年度に限り、7級以下は、子1万1500円、配偶者3000円、計1万4500円の支給、8級は、1万1500円の支給となるところでございます。

また、配偶者のみ扶養している職員の場合、改正前は、7級以下で6500円の支給、8級は3500円の支給でありまして、改正後は支給されませんが、経過措置により、令和7年度に限り、7級以下は3000

円の支給となるところでございます。

次に、地域手当についてでございますが、管理組合を構成する組織団体において、異動の円滑化を図るため、地域手当に係る異動補償が措置されてましたことから、管理組合におきましても、均衡を考慮し、改正条例を制定したところでございます。

なお、地域間給与格差の問題につきましては、人事院や総務省において議論されておりまして、国の動向を注視してまいります。

次に、公務員の給与についてでございますが、公務員給与は、人事院が民間の給与について調査を実施し、給与水準を民間の水準と均衡させることを基本とした給与勧告に基づき決定しているものでございます。

管理組合におきましても、人事院勧告を準拠した上で、組織団体との均衡を考慮し、給与を改正しているところでございます。

次に、報告第1号における刑法の一部の改正に伴う関係条例の整理に関する条例に関し、禁錮から拘禁刑への改正についてでございますが、この改正は、給与条例のみを対象としておりまして、当該条例には従来から刑罰規定は設けていないところでございます。

また、改正の内容は、期末手当の支給対象外となります禁錮以上の刑に処された者に関する字句を、法改正に即して、拘禁刑に改めたものであるところでございます。

次に、国連規則の意義についてでございますが、基本原則にあるとおり、全ての被拘禁者は、人間として生まれながらの尊厳と価値に対する尊重を持って処遇されなければならない、そのことなどを踏まえまして、方向性が示されたものと認識しているところでございます。

次に、拘禁刑における作業等の義務づけについてでございますが、今回の条例改正による禁錮を拘禁刑と改めた給与条例は、刑名の変更に伴う字句の整理を行ったものでありまして、作業の義務づけや改善指導を制度化するとしたものではないところでございます。

次に、港湾建設費に関し、まず、北防波堤の予算配分についてでございますが、令和5年度は、道内で作業船が確保できないことが判明し、道外からの調達には多額の回航コストが必要となるため、やむを得ず、工事を断念し、深淺測量を実施しているところでございます。

また、令和6年度及び令和7年度につきましては、国において、社会経済情勢や財政状況などを勘案した上で、深淺測量の予算が配分されたものと承知しているところでございます。

次に、西1号岸壁の現在の静穏度についてでございますが、静穏度は、船舶の操船、停泊、係留の安全性を確保する指標でございまして、当初の計画では、北防波堤が完成した時点で、荷役稼働率97.5%を満足することになっていることから、現段階におきましては、未完成であるため、国が定めた基準を満足していないものと考えているところでございます。

次に、北防波堤の全体事業費についてでございますが、建設資材価格や労務単価など、様々な要因により変動が想定されるものですが、現時点では、国から全体事業費の変更は示されていないところでございます。

次に、北防波堤の来年度予算要求についてでございますが、北防波堤の延伸につきましては、港内静穏度の向上や避泊水域を確保し、海難の減少を図る上で重要な事業でありますことから、早期完成

に向け、現在の事業計画に基づきまして、引き続き必要な予算を確保するため、国へ要望を行い、着実な整備の推進に努めてまいります。

次に、特定利用港湾に関し、まず、法的根拠についてでございますが、国からの説明によりますと、特定利用港湾の指定は、国家安全保障戦略に基づき、関係閣僚会議で共有された認識のもとで進めるものでありまして、本件取組を規定する特別な法令の根拠はありませんが、既存の法令に基づいて進められると聞いているところでございます。

次に、自衛隊による関係自治体への説明についてでございますが、自衛隊の訓練の実施に当たりましては、地域住民に及ぼす影響を考慮し、訓練内容や規模によっては、事前に訓練内容、実施日等をインフラ管理者や関係自治体へ説明すると聞いておりますが、令和6年度及び令和7年度につきましては、石狩湾新港を利用した自衛隊船舶は補給等の利用でございまして、自衛隊から特段の説明は行われていないものと承知しているところでございます。

次に、補給以外の実施内容と利用の経緯についてでございますが、本港に停泊している間、自衛隊が主催する招待客向けの艦上懇談会や船内見学会などが実施されたところでございます。

なお、管理組合では、自衛隊が本港の利用を選定した理由につきましては、把握していないところでございます。

次に、道路整備についてでございますが、令和7年度より、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう、特定利用港湾と自衛隊の駐屯地等とのアクセス向上に向け、道路ネットワークの整備を図るとされたものと承知しておりますが、本件につきまして、国からは特に説明を受けていないところでございます。

最後に、特定利用港湾等の整備についてでございますが、特定利用港湾における整備や道路整備等の既存事業の促進は、民生利用を主とするため、公共事業予算によって行われるものでございまして、管理組合といたしましては、特定利用港湾に指定されたことによる事業の検討は行っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木大介君） 小貫元君。

○4番（小貫元君） 2点ほど再質問します。

初めに、北防波堤の延伸についてです。

一昨年は船が手配できなかったことが理由だと。昨年度と今年度はそうではないということで、国がいろいろ勘案したと言っていましたけれども、やはり王子エフテックスの利用がなくなって、もう国が必要性が低いと判断したと言えます。

事業については、繰り返しやめるべきだと言ってきましたけれども、全体の事業費の今後について、国から聞いていないという答弁でした。

私が聞きたかったのは、国がどうこうではなくて、管理者として、ここまでの事業の実施状況から見て、全体事業費が増額すると思わないかどうかと聞いているのであって、そのことについて答えてください。

次に、特定利用港湾についてです。

つい先日、小樽港についても国が手を伸ばしてきているという報道がありましたけれども、特定利用港湾でなければ整備しないということだったら大問題だと非常に思っていますけれども、答弁では、特別な法令の根拠はないということでした。

根拠もないのに、必要な整備または既存事業の促進を図るとか、道路ネットワークの整備を図るということはおかしいとは思いませんか、お答えください。

以上です。

○議長（佐々木大介君） 専任副管理者橋本雄太君。

○専任副管理者（橋本雄太君） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

初めに、北防波堤の全体事業費についてでございますが、建設資材価格や労務単価の変動、新技術の活用などによるコスト縮減、地盤条件など、様々な要因を勘案し、今後の事業費について精査されることから、現時点においては見通しが定かではないところがございまして、今年度予定されている事業再評価において、国が適切に見直すものと考えているところでございます。

最後に、特定利用港湾についてでございますが、国からの説明によりますと、本件取組は、新たな義務を課したり、あるいは、権利を制限しようとするものではないことから、特別の法的根拠が必要とは考えていないと聞いておりまして、特定利用港湾における整備や既存事業の促進は民生利用を主とするため、公共事業予算によって行われるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木大介君） 以上で、質疑並びに一般質問を終了いたします。

1. 討 論

○議長（佐々木大介君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小貫元君。

○4番（小貫元君） 報告第1号、専決処分報告について、不承認の立場を表明し、討論をいたします。

一つは、子の扶養手当を増額する一方で、配偶者手当を削除することです。

子供1人家庭ではマイナス3500円、夫婦のみの家族だと6500円マイナスで、手当がなくなります。

二つ目は、地域手当についてです。

地方の低賃金構造を固定化し、賃金格差を広げることに繋がります。

三つ目は、拘禁刑との関係です。

刑法改正に伴う文言整理ですが、拘禁されている犯罪者に作業を義務づけ、反した場合には懲罰にする刑法の規定は国際基準に反するものであり、このような規定を条例に設けるべきではありません。

以上を申し上げ、討論といたします。

○議長（佐々木大介君） 以上で、通告のあった討論を終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

日程第6のうち、議案第1号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木大介君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第6のうち、報告第1号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件を報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木大介君） 起立多数であります。

よって、本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（佐々木大介君） これをもちまして、令和7年第2回定例会を閉会いたします。

午後2時4分閉会